

## 佐世保市U J I ターン就職促進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市へのU J I ターンによる就職を促進し、市内の中小企業者等の人材確保に資するため、長崎県外で開催される企業面談会等に参加する中小企業者等に対し、佐世保市U J I ターン就職促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、佐世保市補助金等交付規則（平成17年規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154条）第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者をいう。
- (2) 企業面談会等 人材雇用を目的として、単独の求人企業又は複数の求人企業により開催され、求職者と求人企業が面談又は面接を行う場をいう。
- (3) 都市圏 次に掲げるものをいう。

イ 北海道都市圏 北海道

ロ 東北都市圏 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県

ハ 関東都市圏 東京都、神奈川県、千葉県、茨城県、栃木県、埼玉県及び群馬県

ニ 中部都市圏 愛知県、岐阜県、静岡県、富山県、石川県、福井県、長野県、山梨県及び新潟県

ホ 近畿都市圏 京都府、大阪府、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県及び三重県

ヘ 中国・四国都市圏 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県及び高知県

ト 九州都市圏 福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

### (補助事業者)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、

規則第15条第3項各号のいずれにも該当せず、かつ、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 市内に本社又は事業所を有する中小企業者等であること。
- (2) 企業面談会等において採用する求職者を市内で就業させることが可能な中小企業者等であること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を営む者でないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助事業者が長崎県外で開催される企業面談会等に出展する事業とする。

（補助対象経費等）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、別表に定める経費とする。

2 補助金は、第2条第3号イからトまでに掲げるそれぞれの都市圏への出展について、補助事業者1者につき、同一年度内に、当該都市圏ごとにそれぞれ1回に限り交付するものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、別表に定める補助対象経費の区分において、それぞれの3分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の合計額とする。ただし、当該合計額は300,000円を限度とし、予算の範囲内とする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付申請を行おうとする者は、補助金等交付申請書（第1号様式）を、補助対象事業を行う企業面談会等の開催日の14日前までに市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第8条 市長は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（申請の変更）

第9条 補助事業者は、規則第9条第2項各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく補助事業等変更（廃止）承認申請書（第3号様式）に変更の内容を示す書類（変更に係る申請の場合に限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。

ならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は変更又は廃止を承認するものとする。

3 前項の規定により変更を承認した場合において、補助金の額を変更するときは、市長は、補助金変更交付決定通知書（第4号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から14日を経過する日又は3月31日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書（第5号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による実績報告に基づき補助金の額を確定したときは、補助金額確定通知書（第6号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 前項の規定により通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書（第7号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（書類の保管）

第12条 補助事業者は、補助対象事業に係る収支を明らかにした帳簿及び関係書類を備え、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助対象経費の内容	補助対象経費に係る留意点
出展負担金等	(1) 出展負担金	
	(2) 会場使用、会場装飾及び備品等資機材の借りに係る経費	
	(3) 当該企業面談会において企業PRを目的として調達する物品等に係る経費	単価が30,000円以上の備品購入に係る経費を除く。
旅費	(1) 交通費 事業所所在地から企業面談会等の会場までの範囲で最も経済的な経路により移動した場合の公共交通機関の運賃及び料金	グリーン席及びビジネスクラス以上の料金又は当該料金に相当する額を除く。
	(2) 宿泊費	1人1泊あたり10,900円を限度とする。